

身体障害者福祉法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準

(平成16年7月23日設定)  
(令和 年 月 日一部改正)

- 1 「身体障害者手帳交付申請」(身体障害者福祉法第15条)については、身体障害者福祉法別表、身体障害者福祉法施行令第36条、身体障害者福祉法施行規則別表第5号及び次の1から6までのとおりとする。
  - 1 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(平成15年1月10日付障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
  - 2 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて(平成15年1月10日障発第0110002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
  - 3 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(平成21年12月24日障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
  - 4 身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて(平成12年3月31日障第276号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)
  - 5 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について(平成15年1月10日付障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)
  - 6 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について(平成15年2月27日付障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)(※ただし、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について(平成16年4月1日障企発第0401001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)のうち、「視覚障害」に係る部分の改正を除く。)

\*標準処理期間

申請受付後処分までの期間(経由機関受付後、処分庁に到達するまでの期間を除く。)	30日
交付申請を経由機関受付後、処分庁に到達するまでの期間	10日
- 2 「身体障害者手帳再交付申請」(身体障害者福祉法施行令第10条)については、身体障害者福祉法別表、身体障害者福祉法施行令第36条、身体障害者福祉法施行規則別表第5号及び次の1から6までのとおりとする。
  - 1 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(平成15年1月10日付障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
  - 2 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能の障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて(平成15年1月10日障発第0110002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
  - 3 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(平成21年12月24日障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
  - 4 身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて(平成12年3月31日障第276号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)
  - 5 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について(平成15年1月10日付障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)
  - 6 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について(平成15年2月27日付障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)(※ただし、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について(平成16年4月1日障企発第0401001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)のうち、「視覚障害」に係る部分の改正を除く。)

\*標準処理期間

申請受付後処分までの期間(経由機関受付後、処分庁に到達するまでの期間を除く。)	30日
交付申請を経由機関受付後、処分庁に到達するまでの期間	10日